破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６８８号
広島市安佐南区上安２丁目18番５―601号
破産者　横山　泰子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５９号
北九州市八幡西区則松４丁目19番９号
破産者　藤岡　幸恵
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９６号
北九州市八幡西区小鷺田町13番29号
破産者　雪見　洋仁
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５９号
北九州市小倉南区下石田３丁目５番20号
破産者　竹山　秀明
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５号
広島県三次市十日市東３丁目３番20―205号、開始決定時の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井1114―23　２階
破産者　平野　博司
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１６号
広島県三次市十日市東３丁目３番20―205号、開始決定時の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井1114―23　２階
破産者　平野由美子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１７０号
宮城県名取市ゆりが丘３丁目16番地の２
破産者　三宅　博樹
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字前塚65番地の１、従前の住所仙台市泉区南中山３丁目39番地の14
破産者　遠藤　貴幸（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
山形県酒田市観音寺字町後14番地の２、前住所埼玉県所沢市東所沢１丁目13番地の４　メゾンベールアイシン201
破産者　佐藤　利博
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１１６号
茨城県高萩市有明町２丁目55番地
破産者　會澤　　篤
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１６８３号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地９―301
破産者　遠藤　俊二
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
埼玉県久喜市本町６丁目12番26号、旧住所埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地Ａ棟812号
破産者　澁谷啓二郎
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
さいたま市桜区栄和４丁目５番35号　グリーンコーポ厚川203、旧住所さいたま市見沼区大字東新井12番地15
破産者　佐々木成樹
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３５号
横浜市青葉区あざみ野南４丁目17番地５
破産者　羽田野美佐子
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８３号
横浜市瀬谷区本郷１丁目33番地６
破産者　渡部　晋介
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４６号
山梨県甲斐市篠原1335番地１　グリーンガーデンＳ301
破産者　小池　良信
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６号
長野市新田町1458番　メゾンフォンテーヌ505号室、破産手続開始決定時の住所東京都港区三田３丁目７番13　ハイライフ三田408号
破産者　佐藤　勝彦
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５７号
静岡市駿河区広野６丁目20番27―Ｄ１号
破産者　林　　正行
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部